

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>きたしん 地域応援定期預金 (1年) 自動継続自由金利型定期預金 (M型)</li> <li>きたしん 地域応援定期預金 (3年) 自動継続自由金利型定期預金 (M型)</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のみ</li> </ul>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>定型方式…1年・3年</li> <li>自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いとなります</li> </ul>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入対象 (3) 預入金額 (4) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>新規契約</li> <li>10万円以上1,000万円未満</li> <li>1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払戻します</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>店頭表示金利に預入期間1年・3年ともに0.010% 上乗せした金利を適用します</b></li> <li>預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します</li> <li>自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します</li> <li>満期日以後に一括して支払います</li> <li>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算(1年)</li> <li>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算(3年)</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます)</li> <li>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります</li> </ul>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができ、最高700万円(ただし預入定期預金の90%以内)まで自動融資がご利用いただけます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)</li> <li>マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高350万円)まで非課税でご利用いただけます</li> </ul>
10. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、別紙一覧表1の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います(1年もの)</p> <p>また、3年ものは前記日数により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います</p>
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>店頭表示金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください</li> </ul>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時~17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後の利息(自動継続扱いの継続を停止した場合は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します)</li> <li>自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます 元利金継続型……満期日に利息を元金に加えて継続します 利息受取型……満期日に利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します</li> <li>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)</li> <li>この預金は、「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定」によりお取扱します 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください</li> </ul>

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きたしん 地域応援定期預金 (1年) 自動継続自由金利型定期預金</li> <li>・きたしん 地域応援定期預金 (3年) 自動継続自由金利型定期預金</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のみ</li> </ul>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型方式…1年・3年</li> <li>・自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いとなります</li> </ul>
4. 預入 (5) 預入方法 (6) 預入対象 (7) 預入金額 (8) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・新規契約</li> <li>・1,000万円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払戻します</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭表示金利に預入期間1年・3年ともに0.010% 上乘せした金利を適用します</li> <li>・預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します</li> <li>・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します</li> <li>・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います</li> <li>・預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います</li> <li>・なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)</li> <li>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります</li> </ul>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができ、最高700万円(ただし預入定期預金の90%以内)まで自動融資がご利用いただけます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5% 上乘せした利率)</li> <li>・マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高350万円)まで非課税でご利用いただけます</li> </ul>
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、別紙一覧表1の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います</li> <li>・なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します</li> </ul>
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭表示金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください</li> </ul>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時~17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息(自動継続扱いの継続を停止した場合)は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</li> <li>・自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます</li> <li>元利金継続型……満期日に利息を元金に加えて継続します</li> <li>利息受取型……満期日に利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)</li> <li>・この預金は、「自動継続自由金利型定期預金規定」によりお取扱します</li> <li>・本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください</li> </ul>